

# 舗装の切断作業時に発生する排水処理に関する運用基準

## 1. 趣旨

熊本県発注の土木工事における舗装の切断作業時に発生する「排水（汚泥）」については、産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき適正に処理しなければならないことから、その運用について以下のとおり定めるもの。

## 2. 適用範囲

本運用基準は、令和2年4月1日以降、熊本県土木部が施工伺いを決裁する工事から適用する。なお、既契約済み工事においても、対応可能なもの（処分前であり、マニフェスト管理を適切に行える工事）について適用する。

## 3. 特記仕様書記載について

本通知を適用する工事においては、下記の記載例を参考に特記仕様書に記載するものとする。

### <特記仕様書記載例>

（舗装切断時に発生する排水の処理について）

- 第 条 舗装切断時に発生する排水（汚泥）は、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。
- 第 条 受注者（元請）が当該排水を運搬する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物運搬車両の表示と廃棄物の種類・運搬先等必要事項を記載した書面（マニフェスト）を携行すること。
- 第 条 受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票（集計表）」を提出すること。
- 第 条 受注者は、当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票（集計表）」を提出すること。

#### 4．施工機械

施工機械の指定は行わず、実際の施工においては、バキューム式以外の油圧式等の使用は受注者の判断とする。

バキューム式・・・排水（汚泥）の収集機能有り  
油圧式・・・排水（汚泥）の収集機能無し

#### 5．収集方法

収集方法については下記のような方法があり、直接現場外に排水することなく適正に収集するものとする。

- ・排水（汚泥）を収集する機能を有するカッター機械（バキューム式）による収集
- ・工業用掃除機による収集
- ・排水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて収集する方法 等

#### 6．排水（汚泥）量の単位

（１）数量計算の単位及び数位

m<sup>3</sup> 単位とし、小数位第 2 位止め（小数位第 3 位を四捨五入）とする。

（２）設計表示単位

m<sup>3</sup> 単位とし、小数位第 1 位止め（小数位第 2 位を四捨五入）とする。ただし、1 m<sup>3</sup> 未満は小数位第 2 位止め（小数位第 3 位を四捨五入）とする。

【 例 1 ） 0 . 0 1 3 m<sup>3</sup>      0 . 0 1 m<sup>3</sup> 】

また、上記によりがたい場合（1 m<sup>3</sup> 未満は、1 m<sup>3</sup> として受け入れている施設等）は、この限りではない。（ 7 . 積算の方法 処分費について参照）

【 例 2 ） 1.0 m<sup>3</sup> 未満の排水（汚泥）を、1.0 m<sup>3</sup> で受け入れている施設の場合  
・・・ 0 . 0 1 m<sup>3</sup>      1 . 0 m<sup>3</sup> 】

#### 7．積算の方法

発生する排水（汚泥）の処理に要する費用は、必要に応じて計上するものとする。なお、積算にあたっては、運搬費と処分費の合計が最も経済的になるよう留意すること。

切断・排水（汚泥）の収集について

「土木工事標準積算基準書 第 編第 3 章 舗装版切断工」によるものとする。なお、実施の際協議等により別工法で収集を行う場合においても、設計変更の対象としないものとする。

運搬費について

運搬費については、『設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛』第 2 章積算基準(参考資料)にある旅費交通費を参考に、ライトバン運転にかかる機械経費、材料費及び人件費（一般運転手）を計上するものとする。

また、当初設計においては下記の排水量算定式により算出し計上するものとする。  
ただし、上記によりがたい場合はこの限りではない。

・排水量算定式

$$V = 0.023 \times t \times L$$

V：発生する排水量（m<sup>3</sup>）<設計単位は上記排水（汚泥）量の単位のとおり>

t：舗装版切断深さ（m）

L：舗装版切断延長（m）

処分費について

中間処理施設への搬入を原則とする。

処分費は、「建設廃棄物処理費の再資源施設調査結果一覧」によるものとする。

【参考】熊本県の単価設定がある施設は、下記施設1箇所のみ（平成30年度時点）

・肥後木村組（菊池）・・・1.0m<sup>3</sup>未満は、1.0(m<sup>3</sup>)×18,000(円/m<sup>3</sup>)=18,000円で受け入れているため、1.0m<sup>3</sup>未満は1.0m<sup>3</sup>で計上すること。

## 8．履行確認について

処理数量は、マニフェストに基づき受注者が作成した「産業廃棄物処理確認票」で確認する。

## 9．設計変更について

(1) 排水量の変更・・・・・・・・・・設計変更の対象とする。

受注者がマニフェストで管理した実施数量に変更する。

(2) 使用機械が設計と異なる場合・・・・・・・・設計変更の対象としない。

(3) 搬入先が設計と異なる場合・・・・・・・・設計変更の対象としない。

## 10．運搬について

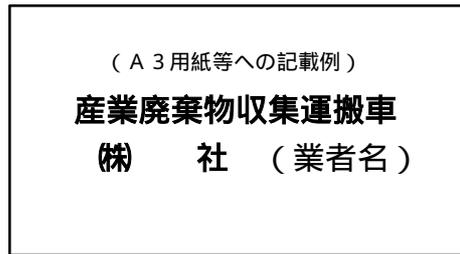
収集した排水（汚泥）は、廃掃法施行令第6条の運搬の基準に従って適正に処理を行うこと。

<基準のポイント>

・元請業者が、運搬する場合（自社運搬）は、産業廃棄物運搬車両の表示と廃棄物の種類・運搬先等必要事項を記載した書面（マニフェスト）を携行することが必要。

運搬車の車体の側面の両側に、産業廃棄物の運搬車である旨等の表示（A3用紙等に「産業廃棄物収集運搬者」と「業者名」を記載し、見える箇所に貼付をするこ

と。



- ・ 運搬を収集運搬業者に委託する場合は、廃掃法施行令第6条の2によること。  
下請業者へ下請契約する場合も、下請業者が収集運搬の許可を持っていないければ、元請業者が主体となり収集運搬業者と直接書面により契約する必要がある。

### 11. その他

- (1) その他の事項については、「産業廃棄物処理に関する運用基準」による。
- (2) 品質管理（検査を含む）時に実施するコア抜き，コンクリート及びアスファルト舗装版の削孔作業時に発生する排水の処理については、本運用基準の対象外とする。  
上記についても、マニフェスト等で管理し、現場にて適正に処理を行うこととする。但し、監督員にマニフェスト等を提示する必要はないものとする。  
積算上、別途計上は行わない。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

<参考（廃掃法施行令第6条の2）>

第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第六条の四までにおいて同じ。）の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- 二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- 三 輸入された廃棄物（当該廃棄物を輸入した者が自らその処分又は再生を行うものとして法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入されたものに限る。）の処分又は再生を委託しないこと。ただし、災害その他の特別な事情があることにより当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難であることについて、環境省令で定めるところにより、環境大臣の確認を受けたときは、この限りでない。
- 四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。
  - イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
  - ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
  - ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
  - ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
  - ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
  - ヘ その他環境省令で定める事項
- 五 前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。
- 六 第六条の十二第一号又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）第四条第一号の規定による承諾をしたときは、これらの号に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。